



令和2年(不)第15号

申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人 プール学院

準 備 書 面 (2)

令和2年8月7日

大阪府労働委員会会長 殿

被申立人代理人

弁 護 士 俵 正 市



同 (担当) 小 川 洋 一



- 1 申立人の2020年6月29日付け準備書面(1)第1の1(1)について
 - (1) 第2文中の一切の回答を拒否した点、第4文中の合理的な理由を説明することなく団交出席を拒否した点及び第6文中差別的扱いを続けた点是否認乃至争い、その余は乙2号証の記載に反する部分是否認し、その余は概ね認める。
 - (2) 団体交渉の場所については、被申立人の設置校の中で行わなければならない根拠はなく、被申立人が用意した場所を申立人が受け入れて、団交が行われたのであり、申立人も何らの不利益も被っていないのであるから、何ら問題はない。
 - (3) 被申立人においては、設置校(中学・高校)が女子校であることもあり、セキュリティのために原則として部外者の校内立ち入りを断っている。それ故、申立人との団体交渉も生野区民センターにおいて開催する旨の申し入れをしたのである。この理由については、団交開始前の2月17日に、被申立人の田中総務部長から、被申立人を訪れた申立人の■■■■特別執行委員に、口頭で説明している。



- (4) 団体交渉の出席者は、各当事者がそれぞれ任意に決定すべきもので、合理的な理由がない限り代表者が出席しなければならないことなど、あり得ないことは明々白々である。
- (5) 被申立人が上部団体を含めて学内で団体交渉を行ったのは、短大の組合であり、場所も短大及び大学があった堺市のキャンパスであり、男女共学であって、セキュリティの面でも、部外者の立ち入りを厳しくは制限していない場所である。中高の組合には上部団体は存在しない。校長が中高の組合との団体交渉に出席したのは、過去の例であり理事長に就任する前のことであり、理事長職の者が団体交渉に出席したことはない。中高の組合からも■■■■理事長／校長の出席を求められているが、同様の理由で応じていない。以上の点からして、申立人と学内組合を差別していない。全く同等の対応を行っている。

2 申立人の2020年6月29日付け準備書面(1)第1の1(2)について

(1) 「① 賃金に関する団交拒否」中の第1段落について

第1回団交において2019年11月に行った説明下において決定事項としての説明であったと回答した点是否認し、その余は乙1, 2号証に反する部分を除き概ね認める。

■■■■事務局長は、甲12号証を読み上げて説明しているが、「1, 月額単価の変更」のところで、「近隣の私学を参考に月額単価を12,500円に下げさせていただくことで検討しています。」と読むところを「…12,500円に下げさせていただきます。」と読み間違っている(乙2号証17頁32行目)。しかしながら、その後のやりとりで、給与表が改訂されていないことを申立人が確認して「ではまだ決定していないということですね。」と念を押している(乙2号証19頁23行目-この部分については、甲17号証には全く記載されていない)。

(2) 同第2段落について

乙2, 3号証に反する部分是否認し、その余は概ね認める。

第1回団体交渉の内容も踏まえて非常勤講師の賃金引き下げについて再度検討したが、3月2日の常務理事会において原案通り実施することを決定したのである。新年度が迫る中、決定についてはギリギリのタイミングであり、やむを得ないものである。

申立人は、客観的資料として2018年度決算書類を示したことを問題としているが、その時点では2019年度は終了しておらず、客観的資料としては最新のものを提示しているのであって、何ら問題はない。

(3) 「② 次年度コマ数に関する団交拒否」について

団体交渉でのやりとりは乙2, 3号証に記載の通りである。次年度の担

当コマ数については、入学者数が確定しなければ決定も交渉もできないのであって、その旨を伝えているのであり、何ら問題はない。

以 上